

# 令和6年度 子ども交流センターのご案内

駒ヶ根市教育委員会 子ども課

## 1 子ども交流センターとは

保護者が勤務等で昼間家にいないご家庭の小学生の児童を対象に、主に放課後の健全な遊び場、生活の場を提供し、児童の健康の増進と情操、社会性、自主性などを伸ばすことを目的としている施設です。子ども交流センターは、子どもたちの自主的な活動と併せて、保護者、地域の皆様、学校等の協力を得て市が運営しています。

学校の施設ではありませんので、ご注意ください。



## 2 子ども交流センターを利用するには

### (1) 子ども交流センターを利用するには、事前に登録（毎年度申請）が必要です。

登録手続き窓口 … 駒ヶ根市教育委員会子ども課（駒ヶ根市保健センター1階）でお申込みください。

手続きには使用許可申請書の他に以下のものがが必要です。

- 一般登録 … 保護者の就労証明書※1、口座番号、口座の届出印
- 一時登録 … 保護者の就労証明書※1、使用料(回数券を購入する場合)
- ※1 前年度から変更のあった家庭、または、初めて登録をする家庭のみ必要

初めて利用する児童は、事前に親子で交流センターに来館いただき、利用方法などをご確認ください。

### (2) 登録方法及び使用料について

- 一般登録 … 定期券タイプの登録です。登録いただくと、年度内に何回でもご利用できます。使用料は、年間12,000円で、4月と10月に6,000円ずつお支払いいただきます。年度途中からご利用の場合は、月割りとなります。一旦、納付いただいた使用料は返金できませんので、ご注意ください。

- 一時登録 … 回数券タイプの登録です。登録証は、10回券で1,000円です。事前に、子ども課の窓口又は駅前市民サービスコーナーでご購入ください。登録証の未使用部分の払戻し、転売はできません。駒ヶ根駅市民サービスコーナーでは、1,000円単位でのみ購入が可能ですが、購入の際には、使用中又は使用済みの券が必要です。

※ 終日開館日（土曜日、長期休業日、学校計画休業日）の使用料は、一般登録・一時登録ともに、利用時間の長短にかかわらず、1日当たり200円が加算されます。

※ 終日開館日は利用人数に合わせて職員を配置しておりますので、**キャンセルのご連絡の無い場合は使用料をいただきます。**

## 3 登録できる児童は

駒ヶ根市内の小学生で、各交流センターに通うことが可能な児童、又は保護者等が送迎できる児童で次のいずれかの要件を満たすことが必要です。

- ① 保護者が就労で昼間家にいない世帯の児童
- ② 保護者が高齢者や障害者を介護している世帯の児童
- ③ 特に必要と認められる児童（子ども課にご相談ください。）

## 4 年度途中での登録について

今年度の登録は4月30日（火）締め切りです。転入者等やむを得ない理由のあるご家庭の方はご相談ください。

## 5 登録の変更について

※ 半年に一度（10月）、一般登録から一時登録（又は、一時から一般）への変更、又は利用停止が可能です。登録を変更する場合は9月末までに、子ども課で手続きを行ってください。手続きの際は、使用中の登録証をお持ちください。

## 6 休館日及び開館時間

### (1) 休館日

○日曜日、祝日、お盆、年末年始

上記以外にも休館する場合があります。各子ども交流センターのお便りでご確認ください。

### (2) 開館時間

○平日 12:30から18:00まで（延長利用18:30まで）

○長期休業日、学校計画休業日 8:30から18:00まで（延長利用8:00から18:30まで）

○土曜日 申し込み状況により開館

- ・ 長期休業日、学校計画休業日、土曜日は、別途、普段ご利用の子ども交流センターで申し込みが必要です。
- ・ 土曜日は、三和森子ども交流センターのみの拠点開館を行っています。利用を希望する月の前月の20日までに、普段利用している交流センターへ申込書を提出してください。
- ・ 延長時間については、保護者が勤務等で迎えに間に合わない世帯の児童に限らせていただきます。別途、子ども課へ時間延長利用申込書の提出が必要です。

※ 交流センターによっては、児童の安全確保のため、利用人数を制限させていただいています。

## 7 使用料の減免

生活保護世帯、市民税非課税世帯、児童扶養手当受給世帯、駒ヶ根市要保護及び準要保護児童生徒就学援助費補助金受給世帯は使用料が減免されます。該当する方は、子ども課へ使用料減免申請書を提出してください。

## 8 学校の集団下校及び緊急時の一斉下校は

原則として、子ども交流センターは閉館となるので利用できません。

※ 一度帰宅してからの利用も出来ません。

※ 緊急時の一斉下校とは台風や豪雨、有害鳥獣の出現等が想定されます。



## 9 感染症に感染している場合は

インフルエンザ等の感染症に感染している場合や、学級閉鎖の場合、同居の家族等に罹患者がいる場合は、感染の拡大を防ぐため、一定期間ご利用できません。

## 10 ご利用にあたって

- ・ 子ども交流センターは、みんなで使う公共の施設です。各子ども交流センターに、「利用の約束」がありますので、親子でしっかり確認していただき、ルールを守ってご利用ください。
- ・ 子ども交流センター利用中でけがをしたり、具合が悪くなったりした場合は、緊急連絡先にご連絡しますので、直ちにお迎えをお願いします。（各子ども交流センターに保健室はありません。）
- ・ 子ども交流センターから子どもだけで帰宅する場合は、安全に帰宅できるよう、ご配慮をお願いします。

★以下の児童は受け入れできないことがあります。

- ・ 着替え、トイレ等、身辺自立ができていない場合。
- ・ 指導員の指示を聞けない等、子ども交流センターの運営に支障をきたす行動などがある場合。

### 【お問い合わせ先】

すずらん子ども交流センター TEL 83-8660	三和森子ども交流センター TEL 82-6246
赤穂東子ども交流センター TEL 83-3524	みなみ子ども交流センター TEL 81-7183
駒ヶ根市教育委員会 子ども課 子育て家庭教育係 TEL 83-2111 内線 716	